

# 組合の人事行政の運営等の状況を公表します。

南会津地方広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の任免、職員数、職員の給与及び勤務時間その他の勤務条件の状況などについて、そのあらましをお知らせします。

## I 職員の任免及び職員数に関する状況

### ①採用試験の実施状況（平成26年度）（単位：人）

職種	第1次試験		第2次試験	
	試験日	受験者数	試験日	受験者数
高校卒程度	H26. 9. 21	17	H26. 11. 2	7

### ③部門別職員数の状況（単位：人）

部 門	職 員 数 (人)		対前年増減数	
	平成26年度	平成27年度		
一般行政	総務	4	4	0
	民生	2	2	0
	衛生	2	2	0
	小 計	8	8	0
特別行政	教育	1	1	0
	消防	83	86	3
	小 計	84	87	3
公営企業等	その他	0	0	0
	小 計	0	0	0
合 計	92	95	3	

### ②採用職員と退職職員（単位：人）

区 分	採用者数 (A)	退職者数 (B)	(A) - (B)
一般行政職	0	0	0
消 防 職	6	3	3
合計	6	3	3

(注) 採用者数はH27. 4. 1付新規採用者、退職者は、H26. 4. 1～H27. 3. 31の退職者を表します。

## II 職員の給与の状況

### ①人件費と職員給与費の状況（平成26年度一般会計決算）

#### (ア) 人件費の状況

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	25年度の人件費率
平成26年度	人	千円	千円	%	%
	—	1,355,411	731,820	54.0	87.7

(注) 人件費には特別職に支給される給与、報酬を含みます。

#### (イ) 職員給与費の状況

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成26年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	90	321,851	86,440	117,945	526,236	5,847

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。(特別会計の職員を除きます。)

### ②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成27年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	293,043	363,666	40歳4月

(注) 平均給与月額は、給料及び職員手当(期末・勤勉手当及び寒冷地手当を除きます。)の合計額の平均月額です。

一般行政職の区分には、消防職員、教育職員を含み、特別会計の職員を除きます。

### ③職員の初任給と経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	採 用	初任給	経験年数			
			2年	10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	179,300円	191,400円	269,600円	306,500円	334,400円
	高校卒	146,300円	154,900円	220,100円	269,600円	306,500円

(注) 一般行政職の区分には、消防職員、教育職員を含み、特別会計の職員を除きます。

④一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 消防士	副主査	係長 主査	主任主査	次長・課長 消防署長 方面所長	事務局長 消防長	
職員数	24人	8人	35人	19人	5人	2人	93人
構成比	25.8%	8.6%	37.6%	20.4%	5.4%	2.2%	100%

（注）本組合の給与条例に基づく給料表の職務の級区分による職員数です。

標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務及び消防の階級です。

一般行政職の区分には、消防職員、教育職員を含み、特別会計の職員を除きます。

⑤職員手当の状況（平成27年4月1日現在）

区分	南会津地方広域市町村圏組合	国
期末・勤勉手当	期末 勤勉	期末 勤勉
6月期	1.225月分 0.75月分	1.225月分 0.75月分
12月期	1.325月分 0.75月分	1.375月分 0.75月分
合計	2.550月分 1.50月分	2.600月分 1.50月分
退職手当	自己都合 勸奨・定年	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	20.445月分 25.55625月分	同 左
勤続25年	29.145月分 34.5825月分	
勤続35年	41.325月分 49.59月分	
最高限度	49.59月分 49.59月分	
特殊勤務手当	原子力災害対応作業手当 日額:600円～40,000円	—
時間外勤務手当	平成26年度支給実績 平均年額 180千円/人	—
休日勤務手当	平成26年度支給実績 平均年額 345千円/人	—
夜間勤務手当	平成26年度支給実績 平均年額 84千円/人	—
扶養手当	配偶者 13,000円/月 その他(最低～) 6,500円/月～	同 左
住居手当	平成26年度支給実績 平均年額 248千円/人	—
通勤手当	平成26年度支給実績 平均年額 137千円/人	—
管理職手当	平成26年度支給実績 平均年額 330千円/人	—

（注）各手当については、対象者あたりの平均額です。

⑥特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区分	給料年額等	期末手当支給割合
給料	管理者	無報酬
	副管理者	無報酬
	教育長	無報酬
報酬年額	議長	38,000円
	副議長	35,000円
	議員	33,000円

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①一般職員の勤務時間の状況及び有給休暇取得状況

区分	1週間の 正規の 勤務時間	1日の 正規の 勤務時間	勤務の開 始時間	勤務の終 了時間	休憩時間	休息時間	有給休暇 平均取得 日数	有給休暇 取得率
毎日勤務	38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時	なし	10.4日	27.3%
隔日勤務	8週16休 (38時間 45分)	15時間30分	8時30分	翌日の 8時30分	1時間の2回と し、所属長が 個々に指定する 時間	勤務時間4時間 につき15分の割で 所属長が個々に 定める時間		

（注）有給休暇平均取得日数及び有給休暇取得率は、平成26年1月1日から12月31日までのものです。

毎日勤務の区分には、隔日勤務以外の消防職員を含みます。

隔日勤務の区分には、消防職員が該当します。

1週間の正規の勤務時間、1日の正規の勤務時間は、平成27年4月1日現在です。

②職員の休暇

休暇の種類		付与日数
年次有給休暇		1年に20日間付与され、20日を超えない範囲内の残日数は翌年に繰り越し可能
主な特別休暇	結婚休暇	連続する5日以内
	産前産後休暇	産前6週間、産後8週間
	妻の出産休暇	2日以内
	育児時間休暇	1日2回30分以内
	ボランティア休暇	5日以内
	子の看護休暇	5日以内（2人以上の場合10日以内）
	忌引休暇	続柄により1～10日以内
夏季休暇		3日以内

③育児休業の取得状況

- ・平成26年度における育児休業取得職員なし

④介護休暇の取得状況

- ・平成26年度における介護休暇取得職員なし

IV 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成26年度）

分限処分者					懲戒処分者				
免職	休職	降任	降給	小計	免職	停職	減給	戒告	小計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
-	-	-	-	-	1	-	-	-	1

（注1）分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的としてなされます。

（注2）懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。

VI 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

①研修開催状況（平成26年度）

区分	件数	参加者数
各種研修	17	26

②勤務成績の評定の状況

各職員の年1回の昇給時期に勤務成績の評定をしています。今後は、組織的・効率的な業務遂行の推進や組織の活性化のために、職員の能力開発及び人材育成を図る新たな人事評価制度の導入が必要とされています。

VIII 勤務条件に関する措置の要求の状況

（注）勤務条件に関する措置の要求とは、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が取られるべきことを要求することができる制度です。

- ・平成26年度における措置要求・・・なし

X 人事行政相談の状況

- ・平成26年度における相談・・・なし

V 職員のサービスの状況（平成26年度）

①営利企業等従事制限に係る許可の状況  
なし

②職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況  
1件（主な免除事由）  
・消防団活動への参加

VII 職員の福祉及び利益の保護の状況

①職員の健康の保持増進対策（平成25年度）

種類	受診者数
生活習慣病検診	89人
人間ドック	18人
その他の検診	9人

②公務災害等の発生状況

- ・平成25年度における公務災害・・・0件

IX 不利益処分に関する不服申立ての状況

（注）不利益処分は、職員の地位又はその身分の取り扱いに関しての意に反して行う不利益な処分のことで、この処分に対する不服申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。処分があったことを知らなかった場合でも、処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過したときは、不服申立てをすることができない制度です。

- ・平成26年度における不服申立て・・・なし